

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する
特別委員会会議記録

1. 日 時 平成27年9月10日(木) 午後4時20分

1. 場 所 第5委員会室

1. 出席委員

委員 長	松 井	努
副委員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1)弁護士を選任について
- (2)地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について
- (3)証人出頭要求の議決について
- (4)証人に通知する「証言を求める事項」について
- (5)証人尋問の方法等について
- (6)次回の開催について
- (7)その他

会 議

午後 4 時21分開議

○松井 努委員長 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 皆様にお手元に配付しました次第にのっとりまして、まず弁護士を選任についてであります。

7月17日に開催した本委員会において、今後、調査を進めていくに当たり必要となったときの弁護士を選任については、正副委員長に御一任をいただいたところではありますが、今般、法律相談、また、証人尋問対策等について指導、助言をいただき、中立・公正な委員会運営を行っていくため、弁護士を選任することといたしました。

現在、契約内容等について協議をしているところでありますので、御報告をさせていただきます。

○松井 努委員長 次に、前回の委員会で議決した地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）についてであります。

小泉文人議員に対して求めた記録のうち、平成24年度及び平成25年度における本調査にかかわる印刷会社の当該年度に係る納税証明書（その2）については、入手できなかった旨の申し出が議長に対してなされております。

また、平成24年度及び平成25年度における本調査にかかわる印刷会社の当該年度に係る法人市民税及び法人県民税の納税証明書については提出されず、該当なし、あるいは、未申告のため発行ができない旨記載された市税証明交付申請書及び納税証明書交付請求書が資料として添付されております。

また、正副委員長宛てに、小泉文人議員より意見書が送付されておりますので、あわせて配付させていただきます。

[資料配付]

○松井 努委員長 この件につきましては、後ほど目を通していただきたいと思います。

○松井 努委員長 次に、証人出頭要求の議決についてであります。

前回の委員会終了後、事務局を通じて、小泉文人議員及び鈴木啓一氏に対し、

10月7日から9日のうち出頭が可能な日にちを確認したところ、小泉文人議員は10月9日午後1時に出席が可能な回答がありました。

また、鈴木啓一氏につきましては、現段階で確認がとれておりませんので、確認がとれ次第、後日、皆様にお集まりいただき議決をしたいと思っておりますので、御了承を願いたいと思っております。(発言する者あり)10月9日の午後1時です。13時ですね。

証人出席要求に関する件についてお諮りいたします。政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査を行うため、平成27年10月9日午後1時に小泉文人議員を証人として、本委員会への出席を求めたいと思っております。これに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手多数。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、証人に通知する「証言を求める事項」についてであります。

証人には、議長から本委員会への証人出席請求書を送付いたしますが、その際、証人に対して、当日どのようなことについて証言を求めるのか、あらかじめ具体的な「証言を求める事項」を通知しておく必要があります。

つきましては、お手元に配付の「証言を求める事項」を、それぞれ通知したいと思っております。これに賛成の方の挙手を求めます。

[鈴木雅斗委員「その前にちょっと」と呼ぶ]

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。この件に関してですか。

[鈴木雅斗委員「はい。この件に関してちょっと表明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか」と呼ぶ]

○松井 努委員長 どうぞ、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 委員長、ありがとうございます。こちらの求める事項に関して、いささか理不尽だなというふうを感じる部分もございますが、今回、加藤委員、稲葉委員、私の意見もちゃんと盛り込んであることから、おおむね反対ですが、今回、賛成とさせていただきます。

○松井 努委員長 それでは、これに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

なお、本委員会の運営要領を、本出席請求書とともに証人へも配付いたします

ので、御了承願います。

~~~~~

○松井 努委員長 なお、8月27日までに皆様から提出された新たな通告を加えた通告内容一覧をあわせて配付させていただいております。新たに提出された通告内容については下線で示してありますので、御確認をしていただければと思います。

---

○松井 努委員長 次に、証人尋問の方法等についてであります。

まず、尋問の方法ですが、本委員会の運営要領に従い、証人1人当たりの尋問の時間は、おおむね4時間といたしたいと思います。

証人への尋問は、まず委員長が共通事項について総括的に尋問を行います。委員長の尋問終了後は、通告した委員が項目ごとに再尋問を行います。その後、共通事項以外の尋問を、通告者が行うこととなります。

なお、委員長が行う共通尋問事項については、次回の本委員会までに事前に委員の皆様へ配付をし、次回委員会の証人の入室前に皆様へ了承を得たい、このように考えておりますので、御了承願います。

また、証人尋問における発言時間及び順序については、委員長の議事整理権に委ねられておりますので、あわせて御了承願います。

尋問の方法については、ただいま申し上げたとおりの方法により運営いたしたいと思いますが、御意見を伺います。

加藤委員。

○加藤武央委員 今、共通が、委員長が入って項目ごとで委員、個人は委員ということなんですけれども、1人当たりの時間、4時間ですよ、尋問は。

○松井 努委員長 はい。

○加藤武央委員 ということは、私どもが15分ずつもらえるとか、そういう何かは、委員長、お考えがあるんですか。

○松井 努委員長 この前段で御説明をいたしましたとおり、挙手をしていただきまして、おおむね大体最初の段階、途中の段階で、あと何人尋問したいのか、質問したいのかという流れの中で一応判断をさせていただきまして、私の共通事項における尋問の時間も、内容についても決まっておりますので、この時間の範囲の中で、一応私のほうに委ねていただきたいと。できれば平等に皆様へ発言の時間を与えたいというふうに思っております。

ほかに何かございますか。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 その際の代理人という扱いはどういうふうに、当日、尋問に対して代理人はどのような扱いで、どのような形で関与できるのでしょうか。

○松井 努委員長 代理人というのは、稲葉委員に尋ねますが、本人の代理人ということは、小泉証人の代理人ですか。

○稲葉健二委員 代理人。

○松井 努委員長 弁護士。

○稲葉健二委員 そうです。

○松井 努委員長 一応原則的には、私が承知している限りにおいては、弁護士が直接発言をすることはできないというふうに認識しております。例えば小泉議員が後ろを振り返って、しばらく休憩いただきたいと、協議したいというふうな流れの中で、証人と代理人弁護士が話をしてもらう分にはいいんですけども、発言そのものは本人、小泉証人というふうになると思います。ちょっと待ってください。いいですか、それで。事務方、いいですか。

今、せっかくそういうふうな質問が出ましたので、具体的にお答えをさせていただきます。

証人は、証人の補助者に相談したいときは、私、委員長の許可を必要とするということをごさいます、その際の補助者の助言は、口頭による助言を原則とする。また、補助者の席は証人の後方の席とするということをごさいますので、わかりやすく言いますと、証人が後ろを振り返っていただいて、弁護士さんなら弁護士さんと相談していただいて、それを証人が答えるというふうになると思います。

○稲葉健二委員 流れはわかりました。その回数とかの制限とか、そういうことは全くない。例えば1問ずつ相談をしても、委員長の許可をもらえれば、それは構わないという形で進めて大丈夫でしょうか。

○松井 努委員長 おおむねそれでよろしいと思います。

○稲葉健二委員 それはそうですか。わかりました。

○松井 努委員長 ほかにありますか。

鈴木雅斗委員。

○鈴木雅斗委員 1人当たり4時間というふうにお伺いしましたが、休憩……。

○松井 努委員長 全部で4時間ね。

○鈴木雅斗委員 はい。全部で4時間ということですが、休憩はどの頻度でとられるのかなというのを、証人に対して、お伺いさせていただきたいんですが。

○松井 努委員長 今考えておりますのは、1時から5時までがぴったりやって4時間ですから、その間、途中で2時間ぐらいの中で、終わった段階で10分休憩ぐらいというふうなことになるかと思えますよ。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 鈴木委員です。この証人尋問、我々特別委員だと1人当たりの時間を4時間で割ってみますと10分から15分だと思うのですが、証人1人がやっぱり受け答えるのは、やっぱり2時間ぶっ続けでなると、ちょっと精神的にも肉体的にもつらいのではないかなというふうに思います。なので、1時間程度にやっぱり休憩を適宜挟んでいただければと思うのですが、どうか考慮いただければと思います。

○松井 努委員長 それは鈴木委員の要望ですか、希望ですか。

○鈴木雅斗委員 要望です。

○松井 努委員長 事務方のほうは、その辺は何か、それこそ決めはありますか。ないですか。

それじゃあ、一応証人、あるいは委員のほうから、この辺で休憩がいただきたいと、欲しいというふうなことがあったときに、適宜委員長のほうで判断させていただいて、証人のほうからもそういう話があれば、とらせてもらうということでもいいですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 わかりました。ありがとうございます。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

それでは、意見も一応終わりましたので、それでは、尋問の方法については、私が申し上げたとおりの方法により運営をしたいと思えます。これに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、証人尋問を行う際の一般傍聴の入室及び報道関係者の入室・取材についてであります。

このことについては、本委員会の運営要領に従い運営することとなりますが、証人より傍聴拒否等の申し出がなされた場合は、本委員会において協議していただくこととなりますので、あらかじめ御承知おき願います。よろしいですね。

~~~~~

○松井 努委員長 それでは、ただいま協議、決定いただいた方法により、次回、証人として小泉文人議員に出頭を請求し、尋問を行います。

当日は、あくまでも証人に対する尋問でありますので、基本的人権に配慮し、詰問や追及するような発言とならぬよう、委員の皆様におかれては良識を持った発言をされるようお願いいたします。

---

○松井 努委員長 次に、次回の開催についてであります。

次回の開催は、先ほど議決いたしましたとおり、10月9日午後1時からとさせていただきますので、御了承願います。

---

○松井 努委員長 次に、その他という欄を設けてございます。何かございませうでしょうか。

鈴木委員。

〔鈴木雅斗委員「先に石原委員から」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 石原委員、どうぞ。

○石原よしのり委員 10月9日に小泉議員の証人喚問の日が決まったんですけれども、今回、このほかに呼ぶ証人として青山ひろかず議員と、それから松永鉄兵議員がいることが、もう議決されました。この証人喚問なんですけれども、小泉議員と、それから鈴木元議員の証人喚問から間をあけてやりますと、我々の記憶も薄れ、そして証人の間でのいろんなやりとりも出てくるということを考えますと、できるだけ近い期間に、10月9日の後、お2人の、松永さんと青山さんの証人喚問を設けたほうがよろしいのではないかと思っております。そして、できるだけ集中的に我々も皆さんの得られた証言を検討していきたい、このように思うんですが、これについて皆さんの御意見をお伺いして、できれば決められればよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松井 努委員長 その関連でよろしいですか、ほそださん。

じゃ、ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 石原委員の意見に賛成です。個人的には、その翌週ぐらいでもいいと思っています。

以上です。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 私も今の石原委員の発言に対して賛成でございます。なるべく早い段階での解決をしたほうがよろしいと思いますので、私も石原委員がおっし

やったとおり、翌週ぐらいで、早い段階で青山議員及び松永議員をお呼びになったほうがよろしいと思います。

以上です。

○松井 努委員長 ほかに。

加藤委員。

○加藤武央委員 今、小泉議員の10月9日に対しての証人喚問ということ、それはもう決まっていますからね。私は鈴木啓一元議員の日にちも全く決まっていない状況の中で、私どもにとっては証人喚問、なおかつ参考人ということで湯浅止子さんに、さらにはかつまた竜大議員も、2人、私どもは要望しているんで、今のだと2人だけになっているんで、逆にそれはいいですよ。だから、鈴木啓一元議員の確認もしてもらいたいし、なおかつ早急にやることは結構です。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

石原委員。

○石原よしのり委員 鈴木啓一元議員は、まだお返事がないということだったんですけれども、こちらからは7、8、9の3日間のうちで選んでくださいというふうに問いかけていると私は理解しているんですね。そうすると、その間で、あした来るか、あさって来るか、返事はわかりませんが、その間で来るという理解でよろしいんじゃないんですか。

〔「確認がとれてない分ですよ」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 わかりました。それについてはお答えいたします。

〔「質問の内容知らないもん」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 お答えいたします。

鈴木元議員につきましては、議会事務局を通じて、この日にちの中でお願いをしたい、できましたら都合を聞かせてもらいたいということでございますが、きょう現在、返事がないということでございますので、場合によると、あした来るかもわからないし、来ないかもしれませんので、それにつきましては、先ほど私がお諮りして皆さんに御了解いただいたとおり、もし決まり次第、後日、また委員会を開かせていただいて、鈴木元議員のほうから申し出があつて、何月何日なら大丈夫だということがあれば、またこのような形で委員会を開かせていただいて決定をしたいと思っております。

それと同時に、今いろいろお話、意見出ましたけれども、ほかの証人、参考人につきましても、一応皆様と協議をする前に、あらかじめ大体この辺の日程で各証人、参考人のほうの都合を同じように聞かなきゃいけませんので、何回もにな

ってちょっと手間はかかりますけれども、その辺を踏まえた上で、なるべく早い時期に開きたいというふうには思っております。ただ、その日にちを、今いつの段階で、何日後とか何週間後というふうには、ちょっと断言しますと後の支障が出ますので、日にちはちょっと言えないだけですけれども、なるべく早い時期に開きたいというふうに思っております。

○石原よしのり委員 証人喚問ですから、やはり項目を皆さんで決めなきゃいけないということになりますね。

○松井 努委員長 そういうことなんです。

○石原よしのり委員 そうすると、今決めないにしても、例えば翌週にでもできるという、なるべく早くとおっしゃったんで、そうすると、きょうでも大体この時期ぐらいにはというふうなある程度のめどを決めて、そして次回の例えば委員会までに、こんな項目をという、また同じように皆さんから募らなきゃいけないんじゃないかと思うんで、それもきょう、もしある程度決められるのであれば、そのことも決めなきゃいけないんじゃないかなと思いましたが、きょう御提案申し上げたところでは。

○松井 努委員長 わかりました。最後にお答えいたします。やはり10月9日の小泉証人の尋問が終わった後のほうが、よりほかの証人、参考人に対しても整理をして、質問する内容も多分わかるのかなというふうに思うんですね。きょうの段階で、また重複する質問をするのか、あるいはそれはもうわかったからいいというものか、その辺もわかりませんので。

もう1つは、今回もなるべく早い時期に議事録があったほうがいいということで、大分お金はかかりますけれども、速報的に前回の議事録もきちんと皆さんのほうにお渡しできるように段取りしてますので、証人がどのような話をどういうふうにするかわかりませんが、委員としては、その議事録をきちんと見ていただければ、その文言とか、そういったことについてはきちんと確認ができると思いますので、そのようにしたいと思いますので、なるべく早くやるということだけで、ひとつきょうはとどめていただければと思うんですけど、よろしいでしょうか。

それでは、その他何かほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 鈴木委員です。この委員会の最初に開かれたときに不適切発言、いわゆる「■■」と言われた件に関する事なのですが、こちらの資料の件に関して委員長に提出することはやぶさかでないことと、今、引き続き委員の皆様

納得できるような資料のほうを作成してまいりますので、こちらの件に関して、継続して調査するという形をお願いをしたいのですが。

○松井 努委員長 お答えいたします。

私も前回の議事録をちょっと読ませていただきまして、そのまま全てもう終わったというふうには理解しておりません。ただ、やはり鈴木委員のほうから、しかるべきところに依頼をして、そのテープから起こして、その言った言葉について確認的なことをしてもらいたいということにつきましては、前もお話ししたとおり予算の関係もありますので、果たしてそこまでできるかということについては言っておりません。ただ、あくまでも、やはり鈴木委員がそのように聞いたということであって、なおかつ、そういうふうに専門家に依頼をして、そういうデータもあるということでもありますから、それをそのまま無視して、それはなかったことだろうというふうに言うつもりもありません。

ただ、きょうは一応日程を決めるということで、今お話が出ましたので、一応どうするかは、また少し検討させていただいて、正副委員長なり、考えさせていただいて、事務局とも相談をして、次回のときにでも報告させていただきたいということでどうですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ありがとうございます。そのようにお願いいたします。

続けて、もう1つよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

○鈴木雅斗委員 越川副委員長の出張費を見ましたところ、3月31日に提出されているものが多いので……。〔「もとの意見と関係ないので、関係ないから、鈴木委員のは」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それはちょっとだめですね。それはちょっとこの議題外でございますので、ひとつとどめてください。

---

○松井 努委員長 それでは、本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。

これをもちまして政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を閉会いたします。

午後4時44分散会